

# 茨木市地域介護予防活動支援事業における街かどデイハウス及びコミュニティディイハウス介護予防事業実施要綱

## (目的)

第1 この要綱は、介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の45第1項の規定により同項第2号に掲げる事業として街かどデイハウス及びコミュニティディイハウス介護予防事業（以下「介護予防事業」という。）を実施することにより、高齢者が要介護状態及び要支援状態となることの予防並びに要介護状態等の軽減及び悪化の防止を図ることを目的とする。

## (対象者)

第2 介護予防事業の対象者は、本市に居住し、かつ、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づき本市の住民基本台帳に記録されている65歳以上の者とする。

2 前項の規定にかかわらず、特に必要があると認めたときは、前項に定める者以外のもので、65歳以上のものを対象者とすることができる。

## (事業内容)

第3 介護予防事業の事業内容は、介護予防に資する基本的な知識を普及啓発するための運動器の機能向上事業、認知機能の低下予防事業及び口腔機能の向上事業とする。

## (実施方法)

第4 介護予防事業は、茨木市街かどデイハウス支援事業補助要綱（平成21年4月1日実施）第3第1項に規定する団体又は茨木市コミュニティディイハウス事業実施要綱（平成28年8月1日実施）第7に規定する実施団体に委託する方法により実施する。

## (実施場所)

第5 介護予防事業は、次に掲げる場所で実施する。

- (1) 街かどデイハウス事業所
- (2) コミュニティディイハウス事業所
- (3) 前2号に掲げるものほか、事業の実施上必要と認める場所

## (参加方法)

第6 介護予防事業に参加する者は、茨木市街かどデイハウス及びコミュニティディイハウス介護予防事業申込書（別記様式）を市長に提出するものとする。

## (参加料)

第7 介護予防事業の参加料は、無料とする。

## (その他)

第8 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

#### 附 則

この要綱は、平成21年4月1日から実施する。

#### 附 則

この要綱は、平成24年7月9日から実施する。

#### 附 則

(実施期日)

1 この要綱は、平成29年5月29日から実施する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際、この要綱による改正前の茨木市地域支援事業における街かどデイハウス介護予防事業実施要綱によって定められていた様式による用紙がある場合には、当分の間所要の調整をして、これを使用することを妨げない。

#### 附 則

この要綱は、平成30年4月1日から実施する。

#### 附 則

(実施期日)

1 この要綱は、令和8年1月1日から実施する。

(経過措置)

2 この要綱の実施の際、この要綱による改正前の茨木市地域介護予防活動支援事業における街かどデイハウス及びコミュニティデイハウス介護予防事業実施要綱によって定められていた様式による用紙がある場合には、当分の間所要の調整をして、これを使用することを妨げない。

別記様式（第6関係）

茨木市地域介護予防活動支援事業における街かどデイハウス  
及びコミュニティデイハウス介護予防事業申込書

（申込先）茨木市長

申込者

次のとおり申し込みます。

申込年月日	年 月 日
事業所名	
事業内容	
フリガナ 氏 名	
生年月日	明・大・昭・西暦 年 月 日
住 所	〒 電話番号
備 考	